

第2章 処 務

○大雪消防組合管理者の職務を代理する副管理者の順序に関する規則

〔昭和49年11月15日〕
規 則 第 1 号

改正 平成26年4月8日規則第7号 令和5年3月24日規則第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定により準用する法第152条第1項の規定に基づき、管理者の職務を代理する副管理者の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 東神楽町に属する副管理者
- 第2順位 東川町に属する副管理者
- 第3順位 当麻町に属する副管理者
- 第4順位 比布町に属する副管理者
- 第5順位 愛別町に属する副管理者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月8日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第3編 行政一般 (大雪消防組合管理者の職務を代理する副管理者の順序に関する規則)

(~304)